

令和 8 年度 第 4 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 7 月 17 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第 1 号 農地の使用貸借に係る合意解約の届出について
- 第3 報告 第 2 号 農地利用集積促進計画について
- 第4 承認 第 1 号 農地の地形変更届出について
- 第5 議案 第1号 農地法第3条第 1 項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第2号 農地法第4条第 1 項の規定による許可申請について
- 第7 議案 第3号 農地法第5条第 1 項の規定による許可申請について
- 第8 議案 第4号 非農地証明について
- 第9 その他

○出席農業委員（11 名）

- 1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（11 名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、盆子原温、野田英夫
湯淺憲昭、階本誠一、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 8 年度第 4 回江津市農業委員会総会を開催いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくお願いします。

会 長 おはようございます。本日総会をもちまして、現在の農業委員・農地最適化推進委員の 3 年間の任期が満了し、改選を迎えることになりました。委員の皆様におかれましては、この3年間、受け持ち地域において農地調査や耕作放棄地の解消、担い手への集積など、尽力をいただきましたことに心から

お礼を申し上げます。おかげをもちまして、わが江津市は全国に先駆けて地域計画を策定し、農家の減少による耕作放棄地の増加を防ぐために、5年後・10年後に農地利用の姿を描く地域計画のブラッシュアップを進めており、次世代へ農地を効率良く集約するしくみが動き出しています。この度、退任される委員の皆様におかれましては、長年に亘って、農業委員としての活動、本当にお疲れさまでした。地域の農業を維持するために尽くしてくださったご苦労に心から感謝いたします。また、退任後もお元気でご活躍していただき、引き続いて、ご指導たまわりますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会 長 それでは、ただいまより、令和8年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は農業委員、最適化推進委員、全員の出席です。本日の議事は、お手元の議事日程のとおり進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、6番 田中委員、7番 大村委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地の使用貸借に係る合意解約の届出について

《 桜江町小田 》

会 長 次に、日程第2、報告第1号「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」を議題と致します。事務局の報告をお願い致します。

事務局 報告第1号「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」です。1番です。農地の所在は、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は223㎡、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は89㎡、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は13㎡です。賃貸人は、●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。賃借人は、●●●●さん、●●市●●町●●番地●です。解約申出日、解約成立日、引き渡し日は令和8年6月29日です。この3筆は後ほど提起される3条許可申請の2で貸借契約が契約されています。事前に以前

の貸借契約の解除が必要となるために合意解約が提出されています。以上です。

会 長 ただ今、事務局から報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようですので、報告のとおり、「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」は、ご了承願います。

農用地利用集積等促進計画報告

《 波積町、跡市町、桜江町長谷 》

会 長 次に、日程第 3、報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画の報告について」を議題と致します。事務局の報告をお願い致します。

事務局 報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画の報告について」です。6 月 19 日に公告分で、次頁に集計表があります。1 番です。農地の所在は、跡市町 ●●●番●、地目は田、面積は 1,069 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 3 年 7 ヶ月、令和 8 年 6 月 20 日から令和 11 年 12 月 31 日です。10a あたりの賃借料は●●●●●●●●円です。2 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 2,918 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 10 年 7 ヶ月、令和 8 年 6 月 20 日から令和 18 年 12 月 31 日です。賃借料は物納で 10a あたり●●●●●●●●です。3 番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 1,396 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●さん、●●県●●市●区●●●●●町●丁目●番●●●●●号です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 10 年 7 ヶ月、令和 8 年 6 月 20 日から令和 18 年 12 月 31 日です。使用貸借です。4 番です。農地の所在は、千田町 ●●●番●、地目は田、面積は 1,045 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●●●●さん、●●市●●町●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●●●●

●さん、●●市●●●町●●●番地です。期間は 5 年 7 ヶ月、令和 8 年 6 月 20 日から令和 13 年 12 月 31 日です。10a あたりの賃借料は●●●●円です。5 番です。農地の所在は、千田町●●●番●、地目は田、面積は 1,217 m²、千田町●●●番●、地目は田、面積は 1,827 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●さん、●●市●●町●●番地です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。期間は 5 年 7 ヶ月、令和 8 年 6 月 20 日から令和 13 年 12 月 31 日です。賃借料は 10a あたり●●●●円です。次頁から地図を添付しています。令和 8 年 6 月 24 日公告の権利の移転です。次頁をご覧ください。1 番です。農地の所在は、松川町上河戸●●番地●、地目は田、面積は 928 m²です。この案件は、権利移転でして、以前から地権者から中間管理機構が借り受けて担い手に貸し出すという形式としています。担い手の変更です。権利の移転をする者は●●●●●●●●●● ●●●● ●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●●●●番地です。権利の移転を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。期間は 1 年 6 ヶ月、令和 8 年 6 月 25 日から令和 9 年 12 月 31 日までです。前の担い手契約の残期間で 1 年 6 ヶ月です。賃借料は 10a あたり●●●●円です。次頁に地図を添付しています。次に、令和 8 年 6 月 30 日公告の貸借分です。1 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 1,339 m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 874 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。期間は 9 年 7 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日です。使用貸借です。2 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 1,427 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●さん、●●●●●県●●市●●区●●町●●●番地●●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。期間は 9 年 6 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日です。使用貸借です。3 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 1,214 m²、貸借権を設定する者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。貸借権の設定を受ける者は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。期間は 9 年 6 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 17 年 12 月 31

日です。使用貸借です。4 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 1,574 m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 3,852 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 9 年 6 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日です。使用貸借です。5 番です。農地の所在は、農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 2,049 m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 2,114 m²、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 2,494 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●都●●市●●●●丁目●●番地●●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 9 年 6 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日です。賃借料は、10a あたり●●●●円です。6 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は 2,543 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 9 年 6 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日です。使用貸借です。7 番です。農地の所在は、跡市町●●●●番●、登記は田、現況は畑、面積は 872 m²、跡市町●●●●番●、登記は田、現況は畑、面積は 831 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。期間は 4 年 6 ヶ月、令和 8 年 7 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日です。使用貸借です。次頁から地図を添付していますのでご覧ください。以上です。

会 長 ただ今、事務局から報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり、「農用地利用集積等促進計画の報告について」はご了承願います。

農地の地形変更届について

《 桜江町市山 》

会 長 次に日程第 4、承認第 1 号「農地の地形変更届出の 1 について」を議題といたします。担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 それでは、承認第 1 号「農地の地形変更届出について」です。1 番です。土地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 119 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 310 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 50 m²、桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は 514 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 92 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 116 m²です。所有者及び地形変更届出者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。状況としましては、耕作地が一段低い農地のため、耕作者の侵入が難しい状況であり、嵩上げを行なって活用し易く改良することを目的とした地形変更です。工事の期間は、許可日から令和 11 年 5 月 31 日です。隣接地への被害防止は、土砂流出防止のため、安定勾配で成型するとしています。以上です。

会 長 それでは、田代委員からお願いします。

2 番委員 本日 17 日に現場を確認しました。場所の説明ですが、地図 1 頁をご確認ください。図面の上部が川戸方面、下部が長谷方面です。県道桜江金城線沿いで、●●●付近の●●●●●と●●●●の間に位置しており、道路から 3m くらい低地が現地の圃場です。現状は蔓が繁茂して、除草作業がたいへんな状況となっています。以前から、付近の農地に関して相談があり、道路と同じような高さに嵩上げを行って使い易くしたいとのことでした。内容については事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地の地形変更届出の 1 について」は、承認することに決しました。

《 波積町本郷 》

会 長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。番号1番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番●、地目は畑、面積は49㎡、波積町本郷●●●番●、地目は畑、面積は294㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●●市●●●●丁目●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●郡●●町●●●●番地●です。対価は10aあたり●●●●円です。状況としましては、果樹を栽培するために、遠方に住んでいる譲渡人から土地を購入するということです。以上です。

会 長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 7月5日と13日に現地確認と聞き取りを行いました。譲受人は譲渡人の孫で波積に居住していません。地図の2頁をご覧ください。図面のほうが判りやすいと思います。波積の●●●●沿いです。隣接家屋と併せて●●町の●●さんが取得しています。申請地は、●●●●さんが、波積の草刈り会という団体に依頼して年に1～2回草刈りをして管理していましたが、この度、譲渡することになったようです。果樹栽培するためとなっています。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申

請の 1 について」は、可決されました。

《 桜江町小田 》

会 長 次に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は 27 m²、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は 188 m²、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は 223 m²、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は 89 m²、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は 13 m²です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番●です。対価は 10a あたり●●●●円です。状況としましては、先ほど合意解約の報告を行った農地です。この 3 条許可申請のため、事前に合意解約を行い、改めて所有権移転を行うという申請です。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 説明します。申請地は、県道皆井田江津線沿いで、●●●●●●●●●●●●●●の事務所や●●●●●●●●●●●●●●の付近です。隣接に譲受人の家屋があります。隣接した農地を取得して家庭菜園を行うとのことでした。地図は 4 頁です。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」は、可決されました。

＜ 敬川町 ＞

会 長 次に日程第 6、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」です。1 番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●、地目は畑、面積は 93 ㎡、敬川町●●●●番●、地目は畑、面積は 90 ㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●●です。転用の理由は、実家隣接の申請地に個人住宅を建てるとのことで、工期は、許可日から令和 9 年 3 月 31 日です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図 3 頁をご覧ください。●●●●付近の●●●●から東へ約●●●m 進んで●●●●●●●●の交差点を●●し●●●●m 進んでさらに●●●●に向かって●●●m 進むと右手に申請地があります。申請地の状態は、草刈りして管理がされていました。境界にはが東西はブロックで境があり、北側は水田で、南は道路に隣接しています。以上、状況の説明を終わります。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 地図の●●●●番●と書いてある土地がありますが、申請の農地ではないのに、なぜ記載してあるのでしょうか。

事務局 1 区画になっている土地で、●●●●番●は農地以外でした。図面の作成時に基準となった土地で、表示の削除をしていませんでした。判りづらくて申し訳ありませんでした。

会 長 ほかにございませんか。よろしいですか。

会 長 申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

《 桜江町小田 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、桜江町小田●●●番●、地目は畑、面積は 82 m²、桜江町小田●●●番●、地目は畑、面積は 32 m²、です。申請人は●●●●●さん、●●県●●市●●●●丁目●番地●です。状況としましては、家屋増築部分の宅地拡張及び進入路として利用するためです。先代の時に家を建てた時期から無届で転用しており、改めて今回許可申請が提出されました。始末書が添付されています。工事は既に完了しており、昭和 57 年からの転用です。4 頁の地図ですが、農地法第 4 条②になっている部分の、地番に誤記載がありまして、正しくは●●●番●と●●●番●です。訂正をお願いします。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 申請人の●●●さんは、お父さんの代で家屋の建築を行ったようで、昭和 57 年に新築、その後増築したようです。また、畑の部分は進入路として建築と同時に転用していたとお聞きしました。売買を視野に入れて確認したところ無断転用が判ったため、今回の申請となったようです。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等ございませんか。

10 番委員 地図の場所がよくわからないのですが、●●●番●と●●●番●がどこに表示してあるのでしょうか。

会 長 事務局、訂正場所をお願いします。

事務局 地図 4 頁の赤く着色してあるところの右側の小さいほうが●●●番●です。細長く上の方につながっているのが●●●番●です。

会 長 先程、訂正依頼のあった●●●番●と●●●番●が、●●●番●と●●●番●に訂正ですね。

会 長 よろしいでしょうか。

10 番委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」は、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第 7、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」です。1 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、登記は畑、現況は雑種地、面積は 1,680 m²です。賃貸人は、●●●●さん、●●県●●市●●●●●●●番地●●です。賃借人は、●●●●●●●● ●●●●● ●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。期間は許可日から令和 10 年 3 月 31 日までです。対価は 10a あたり●●●●円です。状況としましては、以前に道路を作るために一時転用で資材置場として使用していた土地を工事完了後に、改めて、●●●●●の建設にあたって事務所を設置という目的で借り受けるという申請です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図 5 頁をご覧ください。航空写真をご覧ください。左側は県道皆井田江津線の●●●●●●●から●●につながる道路です。中央に●●●●に架かる●●●●があります。その手前約●●m の左側が申請地です。現在は、草刈りがしてあるものの耕作がされている場所ではありません。この場所を借りて、●●●●●の建て替え工事終了まで一時転用して現場事務所と資材置場、駐車場として利用するということです。以上の説明で間違いありませんのでよろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等ございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

会 長 拳手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

事務局 2 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●●、地目は畑、面積は
347 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●で
す。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●●●●●●●●●●
●●●●号です。対価は 10a あたり●●●●円です。工期は許可日から令
和 9 年 6 月末日です。転用理由としましては、個人住宅の建築です。以上
です。

9 番委員 位置図6頁をご覧ください。先ほどの●●●●●の建て替え工事に係る●●●●の用地から県道を約●●●m●●●方面に進み●●して奥まった住宅地の一角に申請地があります。周囲は住宅が建っており、耕作している農地も無いため影響はありません。問題は無いと思われますので、ご審議をよろしく願いいたします。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申

請の2について」は、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告を致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 3 番です。農地の所在は、渡津町●●●●番●、登記は畑、現況は雑種地、面積は 171 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●町●●●●丁目●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●です。対価は 10a あたり●●●●円です。工期は許可日から令和 9 年 7 月 31 日です。転用理由は、個人住宅の建築及び駐車場です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をします。

1 番委員 位置図の 7 頁です。申請地は、●●●●の高架を潜って●●●●●の裏手で、●●●●●●に囲まれた位置にあります。この地区は区画整理されている区域です。農地法第5条は、農地を宅地や駐車場などに転用するための農地等の所有権移転の場合に適用となるものです。申請人の代理人である●●●●行政書士によりますと転用の目的は個人住宅敷地及び駐車場兼回転場で駐車場は、申請者と家族及び来客用の3台が利用可能と計画しています。申請地の隣接した部分の●●●●番地●は雑種地となっており、申請地とあわせて購入するようです。隣接地の●●●●側の空いた区画地には現地確認の際、果樹が植わっていたため、事務局に確認したところ、農地として残っているようでした。工事に際しては、近隣農地に被害がないように十分に注意をして行い、生活排水は合併浄化槽を通じ、道路側溝へ流すので、周辺への影響はないと思います。以上により、許可申請許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件についてご質問等ございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」は、可決されました。

非農地証明

《 後地町 》

会 長 次に、日程第 8、議案第 4 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員並びに平野推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 4 号「非農地証明交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、江津市後地町●●●●番、地目は畑、地目は 952 m²、江津市後地町●●●●番、地目は畑、地目は 1,155 m²です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。非農地の理由としましては、昭和 63 年月日不詳から山林原野化しており、再利用が困難であり現況に合せて地目変更登記を行うための非農地証明の交付申請です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図の 8 頁をご覧ください。13 日に平野推進委員と現地確認に伺いました。●●●●●●●●から●●に約●●km 進んだ左側に●●●●●●があり、●●●●●●沿いでさらに西に●●●●m 進むと●●●●というバス停があり、接続する●●につながる細い道に入って約●●m の●●が申請地です。周辺の一部は畑作を行っていますが、申請地は、原野化している状況です。非農地として止むを得ないのだろうと思います。よろしくお願いします。

会 長 それでは続いて、平野推進委員から調査結果の報告をお願いします。

平野推進委員 雑木がかなり大きくなっており、周り若干の畑を耕作地や、太陽光発電施設があるのですが、採光に影響を与えるのではないかという不安感がありました。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、証明することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 9、その他について、総会に諮るべき事案、事務局からなにかございますか。

事務局 ございません。

会 長 その他、みなさんから何かありますか。

平野推進委員 平野推進委員です。非農地証明についての現地確認に関して質問ですが、現地には、藤井委員と一緒に行きました。確認した際に、以前は葡萄畑があったとは思えるものの、かなり荒廃しており驚いたところです。ただ、心配なのは、我々が現地確認に行く際に、クマやイノシシ・猿と遭遇した場合の対処は委員会としてどう考えているかです。昨今、江津市内でもクマとの遭遇が十分考えられるようになってきています。遭遇した場合の対応の仕方や被害にあった場合の補償問題等を教えていただきたい。

事務局 鳥獣害に関しては農林水産課で所管してしまして被害もさることながら、クマと遭遇した時の対処法は防災無線でのお知らせしているとおり、音をたててから現地に入ることをお勧めしている以外は、規程というものはございません。また、怪我をした場合の傷害保険には全員が加入しています。

会 長 よろしいでしょうか。

平野推進委員 いいです。

階本推進委員 クマ対応は農林水産課でというよりも委員会として、調査に際に、クマ対策で鈴配付とか危機回避の配慮をしてほしいということではないでしょうか。

事務局長 ご意見をいただき、ありがとうございます。全国的にも多くのクマ被害が出ていまして、農業委員に対しても、注意をして活動するようにという通知も来ています。これから農地の利用状況調査も始まりますので、農林水産課の獣害担当と相談して鈴や撃退スプレーなど、身を守る道具の装備を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

会 長 前向きに対策を考えていくことを進めていただきたいと思います。

本多推進委員 山の中での確認行動や状況調査など、行けないところは行かなくて

いいじゃないですか。クマが出るようなところ危険だと思いますよ。人を雇って行くなれば別でしょうが、平地で見える所の調査だけ行けばいいじゃないですか。

事務局長 それについては、これまでも確認時の対応として、無理をしてクマが出そうなところに立入らないようにとお伝えしていると思います。昨今は、住宅地や今までは出没が確認されていない領域にも出てくる可能性があると言われていたので、注意が必要です。

会 長 よろしいでしょうか。いずれにしても、なんらかの対処法を講じないと生命の危険にさらされます。対応をよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ここで、本日この総会をもって、4名の農業委員、4名の農地利用最適化推進委員の方々が任期満了により退任されることをお聞きしていますので、突然ですが、退任の挨拶をいただきたいと思います。

※（退任する8名が順次、退任の挨拶を行った。）

会 長 先ほどご挨拶されたみなさまに感謝の意をこめて拍手をお願いいたします。

（一同 拍手）

会 長 ありがとうございました。本当に皆様には長年お世話になりました。冒頭でも言いましたとおり、江津市では全国に先駆けて地域計画を立て、現在はブラッシュアップを行っています。先般の農林業センサスの調査結果では、島根県において、5年間で農業経営体数が4,340団体、27.6%が減少しています。これが現実です。そうした中で、現在は、地域計画に則って、引退する農家の経営農地を効率よく、次の担い手へ集約するしくみを進めているところです。今後はさらに皆様のご支援が必要になります。地域の農業振興のため、変わらぬご指導を頂きたいと思います。これまでのご労苦に深く感謝を申しあげるとともに、ますますのご健勝を祈念し申し上げて、私のお礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

会 長 その他の事務連絡等は総会終了後行ないます。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和8年度、第4回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、お手元にご案内が届いていますように、7月22日市役所の2階多目的ホールで、まず農業委員の任命式を9時から、次に推進委員の任命式を10時20分から、開始予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局から他に何かございませんか。

事務局 佐々木会長の島根県農業会議会長就任について、報告をさせていただきます。新聞等でご存知の方もおられると思いますが、令和 7 年の 3 月から江津・浜田地区の常任委員、加えて理事を佐々木会長に務めて頂いています。その後、1 年余り経過していますが、本年は統一改選年となり、県下の市町が改選時期を迎えています。そうした中で、佐々木会長が島根県農業会議の会長に就任することを、6 月 29 日の農業会議総会で決定いたしました。委員会組織は市町の農業委員会、県組織の島根県農業会議、そして全国組織の、全国農業会議所があります。ネットワーク化しており、全国の理事も務めることになり、県内での活動、特に松江に出向くことが多くなることに加えて、上京して会議に出席する機会も多くなってきます。とても大変な役職を引き受けて頂きましたので、私たちも足元から農業委員会の活動をしっかりして支えていく必要があります。皆さんにも、ご理解・ご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、会長、一言よろしくお願いします。

会 長 事務局から報告がありましたように、先月の 6 月 29 日に島根県農業会議の役員改選がありまして、不肖、私が、会長に選任されました。元より、微力ではありますが、島根県の農業の発展に加えて、関係機関と連携して江津市農業委員会をはじめ、各市町の農業委員会の円滑な運営のため、誠心誠意、事業をすすめてまいります。今後とも引き続いて、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 15 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員